

知っておきたい

暮らしてお金のいろは

第37回

Q

友人が「終活」を始めたそうので、まずは生命保険の受取人を「妻」から「長男」へ変更したと聞きました。我が家も変更する必要があるのか悩んでいます。注意点やアドバイスを願います。

(60代男性)

A

生命保険は、安心と備えのために加入される方が多いと思います。しかし、意外と知らない「受取人」の重要性と保険金に掛かる税金について考えていきましょう。

ご家族が各種手続きに苦勞されないための対策とポイント

◆保険金受取人の確認

受取人が認知症などで判断能力が不十分と思われる場合、保険金の手続きはできません。場合によっては成年後見制度の手続きが必要となります。判断能力があいまいになつてきたりする場合は、速やかに「受取人」の変更が必要です。

◆契約形態の確認

契約者・被保険者・受取人の関係で税金の種類が変わります。⇨⇨⇨

例えば 契約者(⇨被保険者)が死亡し、相続人が死亡保険金を受け取った場合は相続税の対象になりますが、死亡保険金は「500万円×法定相続人の数」が非課税となります。

生命保険は、上手に活用することにより「受取人⇨想いのある方」へ確実に現金を残すことができます。大切なご家族が、保険会社への手続きなどに苦勞されないための対策と契約形態について、何かある前にしっかり確認しておくことが重要です。



〈図1〉

2019年9月現在の税制・税率に基づき作成しています。税制・税率は将来変更される可能性がありますので、注意ください。また、個別の税務に関する取り扱いは、税理士または所轄の税務署にご確認ください。

協力募集代理店(有)ファミリーライフクラモチ 大森 健一さん

独立系FP事務所(有)ファミリーライフクラモチ代表。AFP・住宅

ローンアドバイザーの資格を活用し、セミナー講師・個別相談等を実施。

募集代理店(有)ファミリーライフクラモチ 土浦市永国997の1 ☎0120・1236065

